

国民健康保険運営方針	運営方針の内容(抜粋)	今年度の主な取組等
<p>第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p>	<p>赤字削減の取組 ・赤字が生じた市町村は、単年度での赤字解消が困難な場合、中期的な目標を設定して計画的な赤字削減に努める。</p> <p>財政安定化基金の運用 ・保険料の収納不足や保険給付費の増加により財源不足となった場合に備えて県に設置した「群馬県国民健康保険財政安定化基金」を活用し、財政安定化を図る。</p>	<p>・保険料率の適正な設定や医療費適正化、国保税収納率向上のほか、保険者努力支援交付金の確保など財政収支改善に向けた取組について市町村に助言 ・令和2年度決算において、赤字繰入を行った市町村はなかった</p> <p>・今年度、市町村に対する貸付及び交付は該当なしの見込</p> <p>・今年度の保険給付費は、受診控えの影響等から低水準であった昨年度と比べて大きく増加したものの、国保特別会計の決算剰余金を活用する予定であり、基金の活用予定はない</p>
<p>第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法</p>	<p>保険料水準の統一 ・本県においては、市町村の医療費水準に差があることから、段階的に保険料率の統一を進めていく。 ・第一段階として、納付金算定に医療費の多寡による調整を廃止し、最終的には、県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料率となることを目指す。</p> <p>納付金算定における激変緩和措置 ・納付金の仕組みの導入等により被保険者の負担が急増することがないように、県は納付金の算定に当たり、激変緩和措置を講じる。</p>	<p>・工程表を作成する等、本県における「保険料率の統一」の形態等について、市町村と引き続き協議</p> <p>・県と市町村で合意した方法により、令和4年度納付金において、18市町村に激変緩和措置を実施</p>
<p>第4章 保険料の徴収の適正な実施</p>	<p>収納対策の強化 ・市町村は、収納率低迷の要因分析を行い、それぞれの市町村において必要な収納対策の強化に資する取組を実施する。 ・県及び国保連合会は、市町村の収納率向上及び収納率目標達成のための支援を行う。</p>	<p>・収納率向上対策研修会を開催したほか、収納率の低い市町村に対し収納率向上アドバイザーを派遣するなど市町村の収納率向上対策を支援(アドバイザー派遣:伊勢崎市・太田市・大泉町、高山村)</p> <p>・本県の国保税収納率(県平均・現年度課税分) (R1年度)93.06% ⇒ (R2年度)93.69% ※0.63ポイントの向上</p>
<p>第5章 保険給付の適正な実施</p>	<p>保険給付の点検、事後調整 ・県は、市町村が行う保険給付について、システムの整備状況に合わせて、広域的又は医療に関する専門的な見地からの点検を実施する。</p> <p>療養費の支給の適正化 ・海外療養費について、県作成のガイドラインに基づいて審査確認や情報共有を行い、支給の適正化に努める。</p> <p>第三者求償事務の取組強化 ・第三者求償事務を確実にを行うため、市町村は、傷病届の未提出を解消する取組を行う。 ・第三者求償事務は、高い専門性を必要とすることから、市町村は専門性を確保するための体制整備等に努めるとともに、国保連合会や県は市町村の体制強化を支援する。</p>	<p>・県による給付点検を実施(県内市町村国保間で異動のあった被保険者に係る点検等)</p> <p>・支給の適正化に向けて市町村に技術的助言を行ったほか、高額な申請について市町村と情報共有を図るなど、療養費の支給適正化に向けた取組を推進</p> <p>・第三者求償事務に係る研修会を開催したほか、第三者行為事案に係る情報提供を行うなど市町村の取組を支援</p> <p>・直接求償については、自動車事故以外も市町村から国保連合会への委託実施が可能な体制を整備済み(令和2年4月から)</p>
<p>第6章 医療費の適正化の取組</p>	<p>医療費の適正化 ・保険者の医療費適正化に向けた取組を促進するために創設された「保険者努力支援制度」を活用しながら、これまで以上に医療費適正化に向けた取組を推進し、健康寿命延伸や幸福度向上を図る。 ・市町村は「データヘルス計画」を活用し、PDCAサイクルに基づいた効率的・効果的な保健事業を実施する。 ・特定健診及び特定保健指導の実施率向上に取り組み、生活習慣病等の予防を推進する。 ・医師会等の協力を得て策定した「重症化予防プログラム」を活用し、より効果的に糖尿病重症化予防対策を推進する。 ・重複頻回受診者への訪問指導等を実施し、受診の適正化を図る。 ・ジェネリック医薬品希望カード配布や後発医薬品差額通知を継続実施するほか、群馬県後発医薬品適正使用協議会等と連携し、後発医薬品使用割合の更なる向上を図る。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、令和6年度からすべての市町村で取組を開始できるよう、後期高齢者医療広域連合の取組を支援する。</p>	<p>・「データヘルス計画」の中間見直しについて、各市町村における取組状況を確認するとともに、適宜助言・支援を実施</p> <p>・H30年度末に策定した「群馬県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村専門職を対象とした研修(既受講者のフォローアップを含む)を引き続き実施するほか、県医師会等と連携して糖尿病重症化予防対策を推進 * 研修受講者数:21名</p> <p>・特定保健指導の実施率が低い市町村を対象に研修会を開催したほか、支援を希望する市町村に対しアドバイザーを派遣し、実施率向上対策を個別支援 また、保健指導対象者の健康状態を「見える化」したアドバイスシートを活用し、市町村における保健指導利用動向の取組を支援 * アドバイザー派遣市町村数:3(神流町、上野村、高山村) アドバイスシート活用市町村数:3(高崎市、みなかみ町、明和町)</p> <p>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、後期高齢者医療広域連合が実施する研修会やヒアリング等の実施に当たり、適宜連携し、助言・支援を実施 また、県外の好事例を紹介する研修会を県主催で開催予定</p> <p>・本県国保の特定健康診査実施率 (R1年度)42.6%⇒(R2年度)35.2%</p> <p>・本県国保の特定保健指導実施率 (R1年度)17.8%⇒(R2年度)18.3%</p> <p>・本県国保の後発医薬品使用割合(数量ベース) (R2.3)80.1%⇒(R3.3)81.8%(全国平均:79.2%) ※厚労省「医療費に関するデータの見える化」</p>
<p>第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進</p>	<p>事務処理の標準化・共同処理の推進 ・「事務処理マニュアル」は必要性が高く、標準化が可能なものについて策定を検討し、市町村の事務処理の標準化を進めるとともに、国保連合会による共同事務処理の推進を図る。</p>	<p>・事務処理の標準化に向けた取組を進めるとともに、現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施し、全市町村で情報を共有</p> <p>・高額療養費支給申請事務の簡素化について、令和5年度から県内統一で実施できるよう、市町村と検討を進めていくことを決定</p>
<p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</p>	<p>保健医療サービス・福祉サービス等との連携 ・県及び市町村は、国保の保険者として、保健・福祉全般と連携して施策を推進する。 ・本運営方針と保健医療計画、医療費適正化計画、高齢者保健福祉計画等を連携させることにより、保健医療サービスや福祉サービスに関する施策との一体的な推進を図る。</p>	<p>・各計画や関連施策を所管する所属等と連携し、施策の進捗状況を情報共有するとともに、市町村や後期高齢者医療広域連合等への助言・支援等を適宜実施</p>
<p>第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等</p>	<p>連携会議の開催 ・県、市町村及び国保連合会相互の連携を図るため、「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を開催し、関係者の意見交換や意見調整を行う。</p>	<p>・「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を3回開催し、市町村等と意見交換や協議を実施</p> <p>・また、当該会議に設けられている3部会(財政・事業運営及び保健事業)を合計で8回開催(財政4・事業運営2・保健事業2)し、県と市町村等の実務レベルで様々な課題を検討</p>